

蒲郡市障害者虐待防止対策支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱による蒲郡市障害者虐待防止対策支援事業（以下「本事業」という。）は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制を整備することにより、障害者が住み慣れた地域で尊厳をもって自立した生活が送れるよう生活の確保に資することを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の実施主体は、蒲郡市とする。ただし、その業務の全部または一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 障害者虐待防止の体制整備

ア 障害者虐待に関する対応窓口を設置し、相談又は通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認を行う。

イ 立入調査の実施及び立入調査の際の関係機関への援助要請を行う。

ウ 障害者や養護者に対する援助・支援方針の決定及び援助・支援の実施並びに再評価を行う。

エ 事案に応じた専門機関との連携・協力体制の整備を行う。

(2) 障害者虐待防止ネットワークの構築

保健、医療、福祉を専門とする有識者、警察、弁護士、関係団体及び地域関係組織の代表者等からなる「蒲郡市障害者虐待防止連携協議会」を設置し、障害者虐待の防止、早期発見から個別支援にいたる各段階において関係機関・団体等と連携協力し、虐待のおそれのある障害者や養護者に対する多面的な支援を行っていくためのネットワーク構築に関する協議を行う。

(3) 保健・福祉・医療関係機関の従事者に対する研修会

障害者虐待の防止や早期発見、障害者及び養護者に対する支援に必要と認められる研修会を行う。

(4) 障害者虐待に関する地域・理解の普及啓発

障害者虐待に関する知識を深めるため、市民等を対象に、研修会等を開催し、普及啓発を行う。

(5) その他障害者虐待に関する事業であって、市長が適当と認めるもの。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月16日から施行する。